

平成 28 年 1 月以降の子育て支援課の手続きで マイナンバーの記入が必要なものがあります

法令で記載をいただくこととなっていますので、ご理解・ご協力をお願いします。
なお、所定の手続きでマイナンバー利用により添付書類の省略が可能となるのは平成 29 年 7 月以降です。

窓口で必要なもの

○本人が申請するとき (1) ~ (3) のどれかの組合せを提示してください

- (1) **本人の個人番号カード** (番号確認と身元確認の両方がこれ 1 枚で可能)
- (2) **本人の通知カード** + **顔写真付きの本人の公的証明書類 1 つ**
↑ 運転免許証・パスポート・在留カードなど
- (3) **本人の通知カード** + **顔写真なしの本人の公的証明書類 2 つ**
↑ 健康保険証・年金手帳など → **詳細は裏面参照**

○代理人・家族が申請するとき (1) (2) のどれかの組合せを提示してください

- (1) **本人の通知カードまたは個人番号カード** 【コピーでも可】
+ **本人の委任状** + **代理人・家族の顔写真付き公的証明書類**
↑ 運転免許証・個人番号カードなど
(その他証明書類 2 点でも代替可 → **詳細は裏面参照**)
- (2) ※ (1) が困難な場合
本人の通知カードまたは個人番号カード 【コピーでも可】
+ **本人に交付される証明書類 1 つ** + **代理人・家族の顔写真付き公的証明書類**
↑ 健康保険証・児童扶養手当証書など

マイナンバーを利用する手続きや必要な範囲については裏面をご覧ください。



**マイナンバーがわからない・手に入らない・書けない場合の申請に
ついては、ご相談ください。**

※マイナンバーの記入や提示がないことのみを理由に、申請を断ったり不利に取り扱ったりしてはならないことになっています。

ご相談・
お問合せ先

国立市役所こども家庭部子育て支援課【20 番窓口】

☎042-576-2111 (手当・助成係内線 156・157)

※このお知らせは、平成 27 年 12 月 8 日時点の情報に基づき作成しています。
今後の方針や法令に変更があった時は、内容を更新することがあります。

○マイナンバーの記入が必要な手続きは以下のとおりです

(平成 28 年 1 月 15 日現在)

手続きの種類	マイナンバーを記入する書類	対象者
児童手当の認定請求(新規:第1子出生時や他自治体からの転入)	児童手当・特例給付認定請求書(様式第2号)	申請者本人・配偶者
受給者と児童が別居している時	児童手当・特例給付別居監護申立書(様式第6号の2)	対象児童
児童扶養手当の認定請求時	児童扶養手当認定請求書(様式第一号)	申請者本人・配偶者・扶養義務者・対象児童
児童扶養手当対象者が転入した時	児童扶養手当住所(転入)・支払金融機関変更届(別添様式)	申請者本人・配偶者・扶養義務者・対象児童
児童扶養手当で対象児童に増減があった時	児童扶養手当額改定請求書(様式第四号)	対象児童
児童扶養手当で所得更正等の申告を行った時、扶養義務者と同居又は別居となった時、所得の高い人と婚姻した時など	児童扶養手当支給停止関係届(様式第五号の二)	配偶者・扶養義務者
特別児童扶養手当の認定請求時	特別児童扶養手当認定請求書	申請者本人・配偶者・扶養義務者・対象児童
特別児童扶養手当の額改定請求時	特別児童扶養手当額改定請求書	受給者本人・対象児童
特別児童扶養手当の現況時	特別児童扶養手当所得状況届	申請者本人・配偶者・扶養義務者

◆本人・代理人の身元確認に使用する証明書類について

1つでよいもの	個人番号カードの表面／障害者手帳／運転免許証など顔写真付きの公的免許証／運転経歴証明書／在留カード／パスポート
2つ必要なもの	年金手帳・年金証書／健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証／児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書

※氏名のほか「生年月日か住所」が書かれた書類でないと証明書類になりません。